

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 開会宣言
- ・ 議題の確認

---

1 閉会中継続審査事件

(1) 陳情第19号 福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、6月22日の委員会において審査を進める上で必要と確認された避難者の状況等に関する資料について、7月6日付けで正副委員長より参考資料として配付した資料について説明する。
- ・ 資料説明：福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情（第1項第1号、第2項第1号、第6号、第7号）審査における参考資料（平成24年7月6日付 総務常任委員会正副委員長調整）
- ・ 正副委員長としては理事者に出席を求め、避難者への支援の取り組み状況や学校給食の食材などについての説明を受け、審査を進めてはどうかと考えるがいかがか。（「異議なし」の声あり）
- ・ それでは、理事者の出席を求める。

（総務部、教育委員会入室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ まず総務部に避難者への支援の取り組み状況についての説明をお願いします。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 今回の震災に伴う被災者の支援対応ということだが、震災後になるが、まず市として東日本大震災復興支援本部というのを設立している。これは平成23年4月1日に設立したが、1年を経過して今年の4月1日に、遠くからの被災者の方の避難が長期化するだろうことが見込まれたこともあって、避難者への支援を今後も継続していく必要があるということで、これまでの東日本大震災復興支援本部を東日本大震災被災者支援本部と名称を変更して、各部が連携しながら対応していくこととしている。

総務部の防災担当ラインのところ窓口にというか、主査を置きながら対応してきているということで、具体的な支援の内容としては、避難者の避難相談、住宅の提供、寝具、家電、家具等の提供、日常生活の相談対応、市あるいは避難自治体等からの情報、企業団体からの支援情報の提供、それから市の施策である交通利用証の発行、老人福祉センター利用、そういったもろもろの情報提供、相談に応じてきた。

しかしながら、今年の4月以降、新たな組織を立ち上げた段階になるが、それ以降については新たな避難に関する軽微な問い合わせ、電話等で函館市はどういう状況になっているかといったような対応はあったが、具体的に新たに避難に結びつくような相談というのは一切今のところないという状況で、現在函館市に避難されている方からも、例えば生活保護だとか、応急資金だとか、そういった相談も現状はないという状況になっている。

したがって結果だが、今現在避難されている方々に対して、各民間団体からの支援策、そういったものの連絡、行政の支援策、こういった情報提供、それから各種の相談、現在いる方に対して、そういったことが中心となっている状況である。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 総務部に関係する御意見、御発言あるか。

○斉藤 明男委員

- ・ 2の函館市への避難者数について、この表の中でその他が合計に対して半数以上あるが、具体的にどういう内容になっているか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 右側の上の段のその他の計のところ、それについては民間住宅、それから民間賃貸住宅、民間借上げ、親戚知人宅、これの合計がその他という表現である。

○斉藤 明男委員

- ・ これだけってことでないのか。この累計ってことでその他か。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 公営住宅と民間住宅を分けて書いているので公営住宅とその他計である。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ どうしても太枠が目が行く。分けるところが違うが、公営住宅と民間住宅と分けてある表である。

○茂木 修委員

- ・ 一つ確認だが、函館市にいらっしゃる自主避難者の総数は把握していないのか。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 正副でもちょっと調べてみたが、やはり自己申告されてる方とか、それからこのたび陳情された団体の方々にも尋ねてみたが、やはり自分たちのネットワークでの範囲で正確な数字っていうのが、なかなかつかみづらいようだ。
- ・ いかがか、総務部で今のところ。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 大変申しわけない。手元に資料がないので数字を確認できてないが、いずれにしても市に連絡のない方が多分いると思ってる。自主的に知人宅だとかに避難されていて、自主避難だから、そういう方については連絡がなければうちのほうで把握できてない。また連絡がないということの確認もできていないので、実態わからない。
- ・ 197人のうちの自主避難者の数については、今資料がないので後ほど調べて報告したい。

○板倉 一幸委員

- ・ 公営住宅とそれから民間の住宅の2種類がある、入居されている内訳の累計でいくと。公営住宅に入居されなくて民間の住宅に入居されている何か理由みたいなものがあるのか。公営住宅に申し込まれて入居できないから民間のってということなのか。それとも自主的な意思でそうなっているのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 先ほどの自主避難の内訳だが、82世帯197人中35世帯97の方が自主避難をされている方ということである。

- ・ 今、板倉委員の質問でそれぞれの住宅に入られてる理由ということだと思うが。

まず公営住宅、それから民間の借り上げ住宅、これについて災害救助法に基づく応急仮設住宅という扱いになってるわけで、その応急仮設住宅は被災県のほうが本来設置すべきものを北海道に依頼して北海道がそれを提供しているというような形になる。具体的な実務は、市のほうでどういう市営住宅だとかあるんですというような形になっている。

民間住宅に入られてる方は当然、応急仮設住宅ということではなくて、避難されて自分が経費を負担して入居されているという方になるが、それらの方については、例えばペットを連れてきている方は市営住宅には入れないと規定があるのでそういう方、当然お金に余裕ある方。いずれにしても、そういう形で被災されて函館に来られて、それを選択はしてると思う。

いずれにしても、うちのほうに情報提供のある197名の方については、さまざまな形で情報提供はしているので、それに基づいて御本人が判断されていると思う。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 陳情の項目が、災害救助法による道の住宅借り上げ制度が25年3月末をもって打ち切られるということで、市によって3年間の同様制度の実施を求めるという内容だが、これは今の状況等を考えると市としてはこたえられる陳情内容になるのか。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ ただいまも申し上げたとおり、考え方としては今、救助法に基づく応急仮設住宅ということで、例えば福島県であれば福島県が費用を負担して北海道に依頼しているという格好になる。函館市は、市営住宅であれば市が所有しているので、かかった経費については北海道を通じて福島に請求するという形で成り立っている。応急仮設住宅、基本的には2年間という物の考え方、法制度的には。ただ、実態論とすると阪神淡路大震災のとき、あれは県の中での応急仮設住宅の扱いだったが、それについても4年間くらいは延長されたというようなことは聞いている。

いずれにしても、応急仮設住宅の設置する権限があるものというのは各被災県ということになるので、まずは被災県の判断になろうかと思うし、阪神淡路のときの経過を踏まえると県としての対応として、延長はしてきてるという実態はあろうかと。そうすることによって市としては今と同様に北海道を通じてそういった経費を負担していただきながら、継続していけるということにはなろうかと思っている。そういったことが、改めて見えた段階で市としての対応がまた出てくるのではないかとは思っている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ そうすると陳情は福島県からの避難者の皆さんになるが、他の県も含めてどう判断されるかというのは25年のその制度が終わるまでに判断されるということになるのか。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 結果的には国も含めてになると思うが、それぞれの県の判断がまず優先されるだろうと。で、岩手、宮城等については新規の支援っていうのは基本的にもうやらないというようなことを言ってきてる。

ただ、福島については原発の事故もあると思うが、なかなか地元に戻るということが難しいということもあって延長するというので。だから、福島県からの被災者については、新たに自主避難されてきた場合でも同じような対応、これからでもできる。ただ、岩手、宮城についてはそういったことはもうないだろうということで県からの要請は打ち切られてるという状況になっている。

いずれにしても、県としての今後の判断がまず優先されるべきものとは考えている。

○板倉 一幸委員

- ・ 参考までに一つ教えてほしいが、岩手、宮城の両県については延長しないというお話だ。そういった情報というのは県側から避難されている皆さんに伝わっている、あるいは伝えるそういうシステムになってるのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 岩手、宮城からの支援の継続というか、それがなくなったのはあくまでも新規に避難される方に対してはもう対応しないと。要は応急仮設住宅の扱いを今現在している市営住宅は、宮城なり岩手から来た方については継続する。ただ、新たに宮城、岩手から函館に被災した方については、市営住宅を提供したとしても応急仮設住宅としての扱いはしないということなので、現在いる方については特に問題はないのかなと思っている。

○板倉 一幸委員

- ・ そうすると福島県から避難されている方も、新たに避難される方には援助がないけれども、現在もう既にそういった住宅に入居されているような皆さんについては従来同様の援助が与えられると、こういうようなことでいいのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 福島県については応援要請がまだ継続しているので新規の方についても同じような対応を今後でもできる。ただ岩手、宮城、それから茨城、これについては応援要請が終了しているので、新規の方が函館にいらして、そういった対応、例えば応急仮設住宅に入居したいということについてはそれはできないような状況になってるということだ。

○板倉 一幸委員

- ・ もう一つ。福島県の方は続いていると言ったが、それは25年3月末までということか。それ以降もということか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 基本的には25年の3月末までということである。

○金澤 浩幸委員

- ・ 確認したいんだが、これ今、道のほうでやっているということだが、他都市で、この陳情でされてるような独自で延長してるようなそういう町はあるのか。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 大変申しわけないが、他都市でも多分同じような状況にあるのかなとは思っている。いずれにしても市として独自の判断をされた自治体は現在聞いていない。

○紺谷 克孝委員

- ・ それで自治体単独で延長はしてる例はないだろうというお話だが、国が今の実状を見て仮に打ち切るとしても、さらに延長するように市としていろんな機関に働きかけていく考え、市としてそういう行動を事前に起こす考えがあるのかどうか。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ まず、民間借り上げ住宅も含めて応急仮設住宅については被災県、福島県であれば福島県が設置するというので、当然それは国からの支援も受けているわけだが、ただ国と福島県との関係は別にしても、まずは福島県の判断になろうかなとは思っている。それからもう一方では住宅だけではなくて、各種支援の中には国が各都道府県に避難されている方に制度として適用されている部分もある、住宅以外だが。そういった部分については国の判断になろうかと思う。

ただ、いずれにしてもそういった仕組みでも基本的には北海道、各都道府県を通じてということになっているので、市とすれば被災者に対する対応については北海道とも十分、今後協議をしたい。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ 協議をするっていうことは、前向きにそういう制度が継続するようにも、気持ちも込めて協議していくととらえていいのか。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 今回の震災、大変な震災だったので、市としてもできる限りの支援をしていきたい。  
いずれにしても繰り返して申しわけないが、県の対応を見ながらにはなるが、この被災者支援という観点から北海道とも協議したい。

#### ○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に御発言がないようなので、次に教育委員会に就学援助、給食の食材等の現状について、説明願う。

#### ○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 就学援助、給食の食材等の現状についてのお尋ねである。  
まず、就学援助についてだが、東日本大震災に被災した児童、生徒に係る就学援助の取り扱いについては、国からの通知に基づき、可能な限り弾力的に取り扱うこととし、平成23年4月1日付けで各学校長に通知したところである。その中で一つ目、おおむね10分の3以上の家屋被害があった場合、二つ目、被災に起因して失業した場合、三つ目、原発事故により放射能被害に係る避難指示があった場合は、収入審査を行わず保護者の方が申請されることにより就学援助の対象としている。
- ・ 次に、給食の食材等について、本市における学校給食の食材調達に当たっては、道産食材を積極的に使用するなど地産地消に取り組んでいるところで、道南産の食材については、北海道において海水や水産物、農地などの放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性は確認をされている。道外産の食材については、学校給食会と連携をし、産地確認や検査結果などの情報収集を行って、安全を確認した上で使用している。

#### ○委員長（工藤 恵美）

- ・ お聞きのとおりだが質疑あるか。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 給食の検査にかかわって、陳情の要請が検出限界値が1ベクレルまではかれる機器を使用してという要請項目になっているが、これについては教育委員会としては対応可能なのか。

#### ○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 給食食材の放射能検査にかかわっての御質問である。

今回、保健所では食品中の放射性物質を検出する装置としてゲルマニウム半導体検査装置を導入する予定だが、この導入する検出器については4月1日から施行される新基準に対応できる精密測定器と聞いている。実質的な検査開始時期は納期等の関係から年明けになるものと見込まれていて、学校給食用食材については、17都県産の青果物を対象に検査を行う予定でいるが、御指摘の毎給食ごとの検査については、装置の処理能力等の関係から難しいものと考えていることから、今後どのような頻度で可能かどうか、保健所と協議をしていきたい。

なお、検査結果については、ホームページ等で公表する予定である。

- ・ 精密機械ということで保健所から聞いているが、私ども専門でないので、確定的なことはここでは控えたいというのが本音だが、聞くところによると時間をかけて、量と時間をかけてやれば、市が導入するそういう検査については1ベクレルまで対応できると聞いている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 個人的なことで保健所に今回導入予定されてる機器について問い合わせをしたら、検査限界は確かにキロごと1ベクレルになってるが、検査対象が飲料水と牛乳と乳児用食品となってる。そうした場合、給食で使われる食材が検査できるのかどうかは保健所に聞かないとわからないのかもしれないが、その辺のお話は、保健所側とはしてるのか。

#### ○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 放射能検査の対象についてのお尋ねだと思うが、ちょっと私は専門でないのでわからないが、学校給食の食材については、今のところ17都県産の青果物を対象に実施するという事で走りたいと考えていて、それまでさまざま検査体制等、整備しなければならぬ、そういった課題もあろうか思っている。

今、議員御指摘のそういった部分についても、今後、可能かどうか保健所のほうと協議を進めていきたい。

#### ○委員長（工藤 恵美）

- ・ 板倉委員、その測定器について民生常任委員会でどのように審査されたかを調べたので、皆さんに配付したいと思うがよろしいか。（「はい」の声あり）
- ・ 民生常任委員会で質疑されたことについて、参考にしていただければと思う。

今、函館市に1台と渡島保健所に1台と函館高専に1台と、3台があるということで、どのように機能するか、測定時間は1時間程度であるということが書かれている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ この資料だが、これから導入予定のゲルマニウム半導体検出器についての内容なのか。

保健所側からちょうだいした資料によると、検査対象が飲料水、牛乳、乳児用食品でキロ当たり1ベクレルまで検出することができるということで、それ以外に簡易検査用のスペクトロメータによれ

ば、キロ当たり20ベクレルで先ほど申し上げた検査対象品以外の食品について検査できるということになってるが、今ちょうどした民生常任委員会でのやりとりの抜粋を見ると、2ベクレルまでは測定することができるということで、私が保健所にお聞きをした内容と少しそごがある。

- ・ 今後、教育委員会と保健所の間で十分、どういった検査ができるのか、どういった精度で検査ができるのか協議をしてもらい、状況ははっきりした時点で報告してほしいが、いかがか。

#### ○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 御指摘の点については今後、保健所とよく協議をしながら進めていきたい。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ もう1点、食材の使用に関して陳情をいただいているが、地産地消を中心にとというのはもう給食では原則にされていると思うが、季節外れの野菜等については西日本の物を使ってほしいとのことについては教育委員会としてはどうか。

#### ○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 道外産の食材の対応ということ、安全性の対応ということでの御質問かと思う。

道外産の食材については、学校給食会と連携し、産地確認や検査結果などの情報収集を行って、安全確認を行った上で使用している。このほか、国の検査計画に基づいて過去に出荷制限指示などの対象となった17都県産の出荷物について食品の放射性物質の定期的な検査を定め、都道府県など各自治体でモニタリング検査を実施していることから、学校給食用食材についても今後とも安全安心の確保に努めていきたい。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ 避難者への就学援助の状況についてという資料をいただいた。実態としては中学校で1名、小学校で1名、対象として認定されなかった児童がいる。これは具体的にはどんなような状況だったのか。

#### ○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 就学援助の申請をしたけども、それが認められなかったという内容についてのお尋ねである。

本市の就学援助について函館市就学援助実施要綱に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童、生徒の保護者に対して、必要な援助を行うものであり、対象者としては生活保護法に規定する要保護者で教育扶助を受けている者、二つ目として準要保護者、市教委が要保護者に準じる程度に生活が困窮していると認めた者で、基本的には生活が困窮している保護者を対象とした制度である。

国では平成23年、東日本大震災により被災した児童、生徒等の就学の機会を確保する観点から、被災児童、生徒の受け入れに係るさまざまな事務について可能な限り速やかに弾力的な取り扱いを求めてきたところで、本市としても被害が甚大であることや、緊急に対応しなければならないものと考え、経済的損害を受けた方や生計者の失業等により生活に困窮している状況等を勘案し、次の三つの特例を設け、いずれかに該当した場合は収入の審査を行わず、援助の対象としたところである。

この三つの項目というのは、家屋被害があった場合、被災に起因して失業した場合、それから原発事故により避難指示があった場合が三つの特例で、この三つの特例の取り扱いに該当しない場合は、市の就学援助実施要綱に基づき、認定の可否を決定することとなっているので、今回の認定対象にならなかった1名の方については、自主避難者ということで通常の市の一般の基準で審査をした結果、

認定には至らなかったということである。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ 具体的に実態として、相当程度収入があつてということなのか、それとも例えばグレーゾーンのぎりぎりのところ辺なのか、具体的な中身を知りたい。その辺は答えられないか。

#### ○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ その申請者の具体的な内容については、これはやはりプライバシー等の問題もかかわってくると思うので、ここでは控えたい。

要は東日本大震災に被災をされて、基本的には経済的損害をこうむった方、それからこれから生計維持できない、失業して生計維持ができないということによって生活が困窮している方、こういった方については、収入の審査を行わず、こういった方については該当せず。で、その三つの特例のいずれにも該当されない自主避難者の方については、従来市の制度を適用して審査をしたところだが、この部分については、一般の単身の赴任家庭との区別は難しいと考えて、主たる生計維持者が他都市で仕事をされている場合と同様に世帯の収入を合算して判定をしているということである。

ちなみに世帯が分かれてるということは、函館市に住んでいる方、それとまたほかの所に住んでいる方。そういう世帯の中で夫婦が分かれて生活をしているといった部分で、そういうケースについては収入を合算をして、今まで市の就学援助の基準というのを見てきたということである。ちなみに生活保護者の基準に1.2を掛けたものが準要保護者ということである。これが4人家族だと380万円ということで、単身赴任の場合については、さらにこれに120万円上乗せをして、そのラインで判定をしているということである。

そういったことからいって、自主避難の方については、一般の市の基準で判定したということである。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ 確かに一定程度の所得があれば対象外ということもやむを得ないと思うが、実際にどのくらいの所得があるかは、審査する上でかなり大きな問題かなと思う。住宅の確保でいえば自主避難者でも対象としてるわけだから、もう少し何らかの配慮が、実態をよくとらえた上で必要なと思ったりもして。その状況を教えてもらわないと我々もなかなか判断しづらいかんと思っているのももう少し具体的に答えていただきたい。
- ・ もう一つは食材にかかわって、季節外れの野菜等は汚染度の低い西日本の物を選択して使ってほしいという内容になっているが、あれから一年数カ月経って、実態としてはどんな食材の使われ方になってるのか。

資料があればこの1年間、何々についてはこの時期はこの県の物を使ったっていうような物をいただけると我々としても判断しやすい。物によっては価格で物事ほとんど決まっちゃうものか、価格で安ければ。その辺実態どうなってるのか。1年間かたってるわけだから、どんなふう食材使って、季節外れの物とかを使ってるのか状況を知りたい。

#### ○委員長（工藤 恵美）

- ・ 前回のときにホームページから調べた学校給食の状態について皆さんに配付している。これには食

材と産地が書かれているが、説明していただきたい。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 先ほどの被災者の方の収入の内容ということだが、やはりプライバシーの問題もあるので、ちょっとこの場では控えたい。
- ・ それと学校給食の食材の関係である。

どこの食材をどう使ってるのかということで、まず主食のパンの小麦については道南産100%である。米については道南産のななつぼしを使っている。そのほか温食用の各食材の部分だが、基本的には北海道産の物、その中でもさらに地産地消ということで地場産の食材を積極的に取り入れて使用しようという動きをしている。ちなみに、24年度の使用食材だが肉の部分で、今言った米、小麦、牛乳。牛乳も卵も北海道。それから食肉については牛肉、豚肉、鶏肉・・・、いいか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 読めばわかる。質問の仕方を変える。実際のところ全国各地、海外の物も使ってるわけだが、こういう食材を使ってる理由は何か。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 主に外国産の食材を使っている理由については、学校給食を行う上で衛生管理上の問題、それから調理をする時間の制限、そういったものがある。子供たちには肉とか、魚とか、ある程度そういう栄養バランスを考えて、学校の栄養教諭が献立を立てて、給食を提供しているとそういう実態で、魚等の部分については、これは学校調理場で調理をできる状態、揚げたり何なり、焼くってことはあまりないと聞いている。揚げる状態で納入してもらおうということになると、やはり国内産でなかなか年間2万食弱のそういう学校給食に提供するそういった生鮮物というか、魚類、そういった物について手に入らないということだから外国産の物を使っているというのが実態である。

○小野沢 猛史委員

- ・ もう一つ、質問を変える。じゃがいもっていったら北海道って思うが、この資料を見てると長崎、宮崎、鹿児島、使ってる。北海道の物は使っていない。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 質問の最初のほうにかかわるかと思うが、北海道産のそういう青果物については、やはり気候的なものもあって、冬場の部分についてはなかなか調達難しいということで、価格の安定性と量の確保を見て南のほうというか、そちらのほうの食材を使っている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 実態を知り、その上で判断しなきゃいけないので質問してる。
- ・ じゃがいもと言えば北海道。保冷施設もあるから通年通してそれなりに手に入ると思うが、要は価格なんだ。地元の物をもっと使えばいいじゃないかと質問してきた経過がある。
- ・ きょう議論する気なくて実態を聞きたかった。今さら資料をお願いしてもどうかと思うが、食品によって端境期ってのはどの時期なのか、北海道においてどの時期をさして、それはどこのを、どの理由でこの時期はこの物を使っているというようなものがわかる資料、手元にあるか。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 質問の趣旨が、年間を通してどこの食材を使ってるのかということだと思う。

今現在、手元に資料がない。食材調達については学校給食会のほうで調達をお願いしてるということもあるので、もし、後日でもよければ資料を提出したい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 資料要求があった。給食に関係することなので委員会の資料として要求したいと思うが、よろしいか。（「はい」の声あり）
- ・ それではそのようにする。資料ができれば委員会のほうへ提出をお願いします。

○斉藤 明男委員

- ・ 避難者の方の就学援助だが、この避難されてる方はほとんど函館市内に親権者がいる方ばかりなのか。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 函館に避難されている方の親権者かどうかということでのお尋ねだが、それは祖父母のところへ頼って避難されている方もいらっしゃると思うし、また親戚の方を頼って避難されてきている方もいらっしゃるかと思う。今、資料のほうで避難児童・生徒の数については報告しているが、この児童・生徒の保護されている方が親権者なのか、それとも親戚なのかは押さえていない。

○斉藤 明男委員

- ・ 就学援助を受ける条件は、査定所得、収入。要するに福島における合算所得で判定をしてるって説明があった。陳情の趣旨が函館に生活する親権者の所得を基準として運用してほしいとなるとどの程度の方が親権者を頼ってきているのか把握できないとなかなか判断できないような気がする。

函館の親権者、例えば祖父母だとか、そうなるとう所得は低いわけだから就学援助を受けるような状況にあらうかとは思ふ。福島における合算所得が高ければ援助の対象とならない可能性もある。できればある程度就学援助してやったほうがいいと思うが、その辺の判断。ある程度全てに公平に援助できればいいが、何人かで少ないんであればこれもまたちょっと考えておかなければだめなのかなと思つて質問してる。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 今、児童・生徒の保護者の方の、そういう内容について把握をしてないとお答えをしたが、祖父母と同居した場合については祖父母の方々の収入と避難した方の収入と合算することはあり得ない。してない。それは要するにあくまでも同一世帯の部分で合算をして同一世帯ってのがちょっとあれだが。

○斉藤 明男委員

- ・ 要するに以前の所得で合算するんだ。陳情は函館の親権者の所得を基準として運営していただきたいということだから、現在は福島のほうの合算所得で運用してると。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 福島に住まれてる方であれば、福島の方とそれから函館の住んでる方の所得を合算をして判定をしているということだ。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 答弁がよくわからないので、もう少しわかりやすく。

○齊藤 明男委員

- ・ 例えば函館に奥さんと子供が来て、奥さんがパートでも何でもやっていると場合の所得でもって運用した場合はどうなるのか。それは可能なのか。やった場合どうなるか。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ わかりやすく状況を断定的に話をさせていただきたい。

夫婦であると、夫婦であって片方が——旦那さんでも奥さんでもいい——福島にいと、片や子供さんを連れて片方の親御さん、まあ母親が函館に来たという場合については、基本的には経済的損害や生活の困窮度、その部分についてそれは審査をしなければ、それは認定はできないという考えのもとに、今、行っている。

それを分離した場合、要は別々に収入を判定した場合、それはそれぞれその状況によって認定の結果ってというのは変わってくると思う。だから今の例でいうとパートさんで働いてて、そして函館にいるという場合であれば、それは認定にはなるだろうと想定はされる。

○齊藤 明男委員

- ・ 例えば御主人が福島でまだ働いていると、向こうのほうはカウントされないと、あくまでも奥さんが働いた分だけのカウントっていう説明だ。そうすると陳情の意思をそこで酌み上げることができるんだが。

○教育委員会生涯学習部次長（堀田 三千代）

- ・ 改めて収入の認定の仕方だが、まず生計が同一である世帯については、生計同一者の収入を合算するというふうになっているので、生計同一となると御夫婦で函館とそれから被災地のほうに暮らしている方がいると、生計が同一であるという状況があったらそれは合算をする。だから、函館で奥さんがパートで働いていて、旦那さんが残っていて仕事に就いている場合には合算をする。ただし、函館に祖父母の方がいて同居をしていると、そのときには祖父母の方の世帯とは収入は合算しない。それは今回の被災地の方にはそういうような形で適用をしているので、そちらとは合算はされない。けれども、あくまでも仕送りもあるだろうということも考えられるので、そこはかまどが一つと考えている。

親権は普通は共同親権っていうことで、御夫婦それぞれが親権を持っているので、親権者というのは通常であればお父さんなりお母さん、両方に親権があるだろうと考えられる。ということで親権者と言ってるのは、恐らくこちらにお父さんなりお母さんがいて、地元にもお父さんなりお母さんがいる。それをここだけの収入で見てもらえませんかという陳情だということだ。それについては、その世帯の合算の考え方というのは市の通常の基準でやっているということである。

○出村 勝彦委員

- ・ 第2項第7号の原発汚染地域の食材使用制限とある。これ何ベクレルとか何とかって、汚染されている物は出荷しないだろう。社会生活を営んでいく上で大丈夫だっていう食材の基準、それで出荷してると思うが、これでいくと国の信頼性だとか損なうようなことになるし、ある面においてはボイコット運動みたいものだ。こういうことは問題があるんでないかなと思うが、ほかの都市でこういう制限をしてるところはあるのか。

- ・ それから、これからの考え方だが、どう取り組むのか。安心・安全の面できちっと確保されてるから出荷されてると思う。非常に疑問に思ったものだから聞いておきたい。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 給食用の食材については国で検査計画を立て、17都県産のそういう食材については、出荷元で検査をして安全を確認している、だからそれは安全だという国の考え方がある。一方でその17都県産のそういう食材について、全量検査をしてるわけではない。だから国のほうではその部分について、出荷先の各自治体においても検査を行うことによって食材の安全性はより図れるだろうということで、国のほうでは各自治体においても17都県産のそういう食材について検査をするようにというような要請がある。

○出村 勝彦委員

- ・ そうするとこの問題は大きく社会問題になってくると思う。市で検査結果によって食材として使う使わないと。新たな検査、検査期間も結構時間を要するだろうし、非常にいろいろな問題を惹起してるんでないか。国の安全性とか、そういうものも担保できないようなものが一般社会に流通してると。食材、特に食べる物から注意を払っていかなきゃならん、そういう地域社会っていうのは私はいかがなものかなと思う。

食材に活用される物をやってるのかどうかはやっぱり調べてみる必要があるんでないかと思う。これ一定の基準を食べるもんだから、当然出荷する側はその基準を超えるような物は、今現在はあり得えないと思う。食品そのものに対する考えを調べてみる必要があるんでないか。このほかの、それから国のどのような指導をしていくのか。これは文部省あたりでもやってるのか。新たな不安を市民に与えるようなことになると思う、議論してこれはどうだなんてことになれば。いかがか。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 今の御質問については、給食用の食材に使う物については、これはやはり子供たちが口にする物なので、国のそういう検査計画に基づいてきめ細かく検査をするということについては、国においても可能な限り検査を実施するようにという要請がある。そういったことから、今、国のほう——これはちょっと間違いであればあれだが、外国で日本産の食材をどれだけ規制しているのかとそういったことも調べてほしいという、そういう・・・。

○出村 勝彦委員

- ・ いやいや、そうじゃなくてあくまでも今、学校で使ってる物の食材検査の市の取り組みだ。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 繰り返しになるが、学校給食の食材については、まず北海道産の物、それからその中でも地場産の物、そういった物をまず優先に調達をして使っているということと、来年、市でも放射能測定器を導入するという事なので、そういった物も利用しながら食材の安全、安心を確保していきたい。

○出村 勝彦委員

- ・ 地域的に制限を加えるっていうか国内で流通してる物だけでも汚染地域から、極端に言えば福島物は買わないよということになれば、僕は社会問題だと思う。市は福島物は買わないと、汚染されてるかもしれないと、これはやっぱり問題になってくると思う。だからほかの都市はどうだったのか、

それから文部省当たりの考え方、今の市で北海道産の物だけ使ってくということがベターなのか、大いに考えてみる必要があると思う。その辺を聞いている。だから、次回でも調べた結果を教えてください。

- ・ それから市の対応を今度どうしていくんだと、そういう物は使わないで、不安を与えるような福島の食べる物は、採れた野菜類だとか何か制限していくんだという考えなら考えをきちっと出してほしい。

#### ○教育委員会生涯学習部次長（堀田 三千代）

- ・ 給食の食材の調達の方針だが、現在地産地消ということもあるので北海道産を中心としている。ただし前回にお配りした6月の食材の調達ということでのホームページのコピーだが、先ほど例として挙げた例えばじゃがいもだが、今、亀田農協ではそのじゃがいもというのは出荷がされていないようだ。もしかしたら厚沢部だとかそういうところはあるのかもしれないが、価格と安全性とそれから量の確保ということが非常に大きな問題なので、そういう三つの観点も考慮に入れながら、それは道外産のところでも幅広く調達をしている。そういう中で今は17都県産のものも調達をしている状況にある。

一方、その放射能のほうの検査をするというのは国の通知にもあるが、基本的には出荷元自治体が検査をするが、できる限りその他の自治体においても検査をすることという通知もあり、やはりさらに子供たちの食材ということで議員も言っているように安全性を担保することというのは一方でも大事だと思うので、食材としては調達しつつ、全量検査ができていないという状況もあるので、安全性ということでは検査もしながらやっていきたい。だから調達については排除するものではないと考えている。

#### ○出村 勝彦委員

- ・ 何回も言うようだが、地産地消、今言っていることはその通りだ。ただ、福島の物は汚染の疑いがあるかどうか、明確でないから食材として使わないよというような考え方はまずいから、その辺どうなのかということを知りたい。

#### ○教育委員会生涯学習部次長（堀田 三千代）

- ・ 今も申し上げたとおり、最初から排除するという考えはない。端境期だとかいうのは当然、道内産もないのでそれは広く価格と安全性と量の確保、これができないと同じメニューを提供できないので、そういう折り合う物を安全性を確認しながら調達をしているということで、最初から排除はしない。ということで、安全性も確保しながらやっていきたい。

#### ○出村 勝彦委員

- ・ よその都市も調べて、次回報告してほしい。

#### ○教育委員会生涯学習部次長（堀田 三千代）

- ・ わかった。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 学校給食の食材の調達、地産地消と言うけども、これは一括、学校給食会で購入されてる。その学校給食会が給食の食材として受け入れるときにどういう体制で受け入れているのか。函館市は地産地消って言いながらも独自で受け入れている物はあるのか。全部、全量、学校給食会を通じて来てるんじ

やないのか。その辺のシステムはどうなってるのか。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 給食の材料については、学校給食会を通じて納入してもらっている。

○阿部 善一委員

- ・ 地産地消はいいんだけど、現実には地域の中で例えば北見は何、あるいは道南は何とかいろいろ地産地消が変わってくるんだと思う。で、食材を受け入れるときに業者から何らかの証明を出させて、給食会は受け入れているのか。それとも何か別の方法で確認をして受け入れているのか。それがきちんと担保されているかされていないかが問題だ。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 北海道産の食材の安全性の確認の方法ということである。（「北海道産じゃない、全部だ」の声あり）本市の学校給食に使用する食材については、函館市学校給食会と連携をして、食材の産地確認や放射性物質の検査確認の情報収集を行い、安全を確認しているほか、市のホームページに使用する食材の産地を公表している。食品中の放射性物質の検査については、国の検査計画に基づいて、過去に出荷制限指示等の対象となった17都県産の出荷物について、出荷元自治体による定期的な検査を進めている。こうしたことから教育委員会としては、保健所に放射性物質測定器が導入された場合、学校給食についても17都県産の青果物を対象に検査を実施していきたい。

○阿部 善一委員

- ・ よくわからない。質問は、業者が学校給食会に納めるときに、その品物はどこの産地ですと、放射能測定検査をしたら値はこれですという書類を提出させて、その中から選んでるのかと。これから検査します、こう聞いてますという話じゃなくて、システムとしてどうなってるのか。そういうシステムでないなら、改善の余地があるならある、そういうことをしない限りはいくら安全、安全と言ったって世の中、誰も信じない。そういうシステムを函館市独自でつくっていくということではいけないんでないのか。せっかく検査器も買うんだから。

○教育委員会生涯学習部次長（堀田 三千代）

- ・ まず、産地については、産地指定で入札をかけることもあるし、特に指定をかけないでやることもあって、産地については必ず報告をもらっている。放射能の検出については、証明書等は、流通しているということで安全だと考えているので、それについては検査書の提出だとかそういう物は求めている。

○阿部 善一委員

- ・ 求めてないということか。今度、新たな検査器も購入するわけだし、高専なんかも連携してやるという話だけでも、函館市は検査器を購入して、学校給食の中で安全だと言われている物をさらに調べるといことなのか。さらには学校給食に関して、あるいはほかの物に関してもそうだけでも、どういうふうにそれを活用しようとしているのか。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 市のほうに放射能の測定器が導入された場合、教育委員会としては、17都県産の青果物を対象に検査を行いたい。

○阿部 善一委員

- ・ 17都県。それは17というのは信用できないからやるのか。例えば海外から輸入物もあるわけだ。海外は放射能問題があまり起きてないかもしれないが、17に限定する根拠は何なのか。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 17都県産に限定するという根拠については、過去に出荷制限指示などの対象となった都県ということで国のほうで指定している都県である。

○阿部 善一委員

- ・ そうすると函館市は独自の考えで17以上拡大をするという考え方はないのか。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ どのように放射能検査を行っていくのかというお尋ねだが、今後、放射性物質にかかわる状況の変化等があった場合、必要に応じて給食用食材についても検査の対象としていきたい。

○阿部 善一委員

- ・ 意味がわからない、具体的じゃないんじゃないか。

○教育委員会生涯学習部次長（堀田 三千代）

- ・ 現時点では17都県産と考えているが、もし今後放射性物質にかかわる他の地域からの検出というような状況の変化があった場合には、必要に応じてそちらの地域の食材についても検査の対象とするとはあるかと思うが、現時点では17都県産と考えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 食材が汚染されて内部被曝した事例は、例えば稲わら問題がある。だからきちんと調べることは絶対必要なことだと思う。
- ・ 北海道は特に冬の間、魚とか野菜は本州産が非常に多い。6月であれば外国産含め北海道産がほとんどだが、12月から3月にかけては本州産の野菜とか魚類が入ってくる。先ほど資料要求したとおり、23年度1年間のどういう食材を使っているかということを出せば、もっと明確になってくる。
- ・ 国がそういう機器に対する補助を出し始めているというのは、出荷先だけでは不十分だと、消費するところでもきちんとチェックしなさいと国自身が言わざるを得なくなってきたのが実態だと思う。来年ぐらいから検査を始めたいと答弁しているが、今でもそういう食材がどんどん入ってきている可能性があるから私は即、調べる必要があると思う。学校給食、その他については、今、もうやり始めている高専だとか、渡島保健所の機械を試験的に利用して実施できないものかどうか。12月の冬の食材を使い始めるときには、検査できる体制、どんなに遅くともそれが必要だと思うが、その辺の見解を聞きたい。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 市に検出器が導入するまでのそういう対応についてのお尋ねである。  
現在、放射能測定器が導入されているのは、渡島保健所とそれから高専で、渡島保健所については、市の行政検査の依頼については、極めて検体数については限られていると聞いており、その間、もし放射能検査を実施するということになると高専のほうにお願いして、実施していくというふうになるかと思う。保健所に検査機器が導入されるまでの間の検査については、検査方法とか学校給食会と

の協議、調整などを踏まえて検討していきたい。

○紺谷 克孝委員

- ・ 5月に渡島支庁と懇談をやった時に、渡島保健所の機器類についても担当の課長から聞いたが、函館市からは全然、問い合わせも何にもないと言っていた。4月から設置されているとなると、もっと機敏な動きで渡島保健所やあるいは高専と折衝して機器が購入するまでどういうことができるのか、真剣に詰める必要があるんじゃないか。来年から機械で検査できるから来年まで半年も待っているということでなくて、そういう動きをぜひ、つくってほしい。

今年のいろいろな調べると、椎茸類だとか筍類から出ている。種類によっては基準値以上の放射線が出ている報道もされているので、本当に緊急で非常に重要な検査だと思う。だから抜かりなくきちんと実施していただきたいということを要請しておきたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言はないか。（なし）
- ・ それでは確認する。先ほど小野沢委員から資料要求があった端境期における食材品目と調達地域について、理事者に資料の提出のお願いしたが、理事者はいかがか。

○教育委員会生涯学習部次長（堀田 三千代）

- ・ 品目について確認だが、主な物ということでよろしいか。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 23年度に使った食材ということでよろしいか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 可能な限り詳細に。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ では、函館市で過去に使った食材について、可能な限りということでもよろしいか。

○教育委員会学校教育部保健給食課長（山崎 弘之）

- ・ 可能な限り資料を整えて提出したいと思う。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それでは委員会資料として提出をお願いします。
- ・ 理事者は退席願う。

（教育委員会 退室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ これより本件に対する協議を行う。
- ・ 陳情第19号福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情第1項第1号、第2項第1号、第6号、第7号について、各会派の賛否及びその理由を伺う。
- ・ なお、継続審査を主張する場合には、継続とする理由についても発言をお願いします。また、議運申し合わせにより不採択の決定をした陳情については、賛否の理由等に係る発言の記録を陳情者に送付する扱いとしたいと思うので、配慮の上、発言をお願いします。

○齊藤 明男委員

- ・ 会派内の意見調整したいので、時間をいただきたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ いかがか。市政クラブから時間をいただきたいということだが。（はい）
- ・ それでは暫時休憩する。

午前11時51分休憩

---

---

午後 1 時06分再開

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 再開宣告

○出村 勝彦委員

- ・ 結論を申し上げると、継続でお願いします。理由は、会派によっては資料要求されているところもあり、そういうのをまとめて次回に結論を出したい。

○阿部 善一委員

- ・ 陳情だから、なるべく早く結論を出したいが、今、出村委員も言われたように資料要求等もあるので、総体的に判断が必要なので継続とさせていただく。

○茂木 修委員

- ・ うちも本当は早く結論出したいが、もうちょっと調査をしてみなければいけないし、資料要求もあったので、一括で判断をしたいので継続にさせていただきたい。

○小野沢 猛史委員

- ・ 陳情されている内容については、それぞれ心情的にとてもよく理解できる。  
そういった中で陳情第1項第1号については、市町村、それぞれ受け入れる側も積極的に判断すべきだという意見もあるが、第一義的には被災県が判断されるというのが、一番ポイントになると思う。そういう面では、阪神淡路震災のときの例も挙げて答弁されたけども、近い将来一定の判断をされるのだろう。その判断を見た上で函館市としてどうすべきかということを考えたい。時間的にそこはもう少しいただきたいなという理由で1項の1号については継続審査としたい。
- ・ 2項の第1号については、期限を区切ってという方法もあるかなと、積極的に考えたほうがいいのかと思うが、その辺は他の児童、生徒の方との整合性の問題もあったりして、そこはもっと熟慮したい。状況をよく聞いた上で改めて判断したい。したがってこれも継続審査としたい。
- ・ 2項の6号については、心情的によくわかる。子どもは大人と違って影響大だという話も聞いているので。実際にはなかなか函館市だけに限らず日本全国どこでもすべてを継続することは物理的に難しいと思う。皆さん継続ということなのでもう少しよく考えてみたい。
- ・ 7番目は、実態として全国いろんなところから食材を仕入れているという状況で、やっぱりポイントは価格だと思う。そういう実態があるのでこれも心情的には理解できるが、この件についてはこだけ除いてというわけにはいかないかなと、判断を苦慮している。実際に端境期がどういう時期でどういうふうになっているのか資料いただくので、それをよく見てまた改めて検討してみたいということで、これも継続ということをお願いします。

○紺谷 克孝委員

- ・ 結論から言えば継続でお願いしたい、4項目とも。第1項第1号なども市の少し積極的な姿勢も見られるということで、自治体から声を出していくってということも必要だと思っている。
- ・ 第2項第1号についても、あまり制限を強めないで拡大する方向でやれないものかと思っている。
- ・ 6、7については、資料も請求しているところだし、全体として学校給食が年間を通して、どうい  
うところからどういうふうに入れているかということも検証しながら、可能な限りきちんと検  
査するのが基本だ。そういう点からもう少し精査して最終的な判断をしたい。  
したがって4項目とも継続でお願いしたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 各会派の採決態度の確認をする。市政クラブ、全項目継続、民主・市民ネット、全項目継続、公明  
党、全項目継続、市民クラブ、全項目継続、日本共産党、全項目継続ということで、継続に決定をし  
た。
- ・ 陳情第19号福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情第1項第1号、第2項第  
1号、第6号、第7号については継続審査ということで確認をする。
- ・ 委員長の報告文については委員長に一任願いたい、これに異議あるか。（異議なし）
- ・ 異議がないのでそのように決定した。
- ・ これで閉会中継続審査事件を終了する。

---

2 閉会中継続調査事件

(1) 行財政改革プランについて

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、新たな行財政改革プランにおける具体的な取り組み項目について、7月5日付で  
当委員会に資料が提出されているので、説明を受けるため、理事者の出席を求める。

（総務部、財務部 入室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 新たな行財政改革プランについて説明願う。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 資料説明：新たな行財政改革プランにおける具体的な取組項目について（平成24年7月5日付 総  
務部・財務部調整）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 行革プランの全体的な事項についての説明であった。個別の具体的な取り組み項目の詳細について  
は、担当部局で進めていくこととなると思うので、配慮をいただくよう協力をお願いし、ただいまの  
説明も含め、発言を求める。

○阿部 善一委員

- ・ 大枠の話、基本的な考え方を知りたい。

スクラップの部分がほとんどだが、これをやって次の段階でビルドの部分はどう考えているのか。つまり、無駄なもの、要らないものは削るのは当たり前の話だが、削って次は何を創造していくのか。また時代の先取り、行政のあり方をどう見ているか。

例えば、地方分権の流れの中、地方行政のあり方を行革プランの中でどう結合して考えているのか。全体的なビルドの部分について読み取ることができないが、そういうことを我々はどう受け止めればいいのか。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 作成しようとしている行財政改革プランは、スクラップということだが、策定の背景は当市の赤字体質、財政状況が毎年、赤字が続いて、今後そういった見通しがあるということで抜本的な財政改革的な色彩を持っている。

このプランの中で、新たなビルド部分といったものを表現することは、現在、考えていない。ただ、財政見通しの中では、新たな事業というか財源需要として一定程度見込んでいます。そういった部分については、今後、庁内、議会の意見を聞きながらということになるかと思うが、最終的には市としては政策会議等の中でさまざまな部分は決定していくことになるかと思う。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 地方の行政のあり方として、函館市は将来的にこういうスクラップをするけどビルドの部分でこういう自治体をつくっていかねばならないということを根底に持って、同時の議論をしなければならぬと思っています。

両方を同時に求めて議論して、提起をするのが根本的な基本条例に書かれている協働のまちづくりになっていくんじゃないかと思う。協働のまちづくりをどうして生かしていくかということが抜けている。その点について考え方を聞きたい。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ この行革プランについては、先ほど申し上げたような性格だととらまえている。一方では、現市長が92項目の政策を掲げていて、ビルドと言ってはなんだが、新たな経済を含めたいろんな政策を考えているわけで、その中に行革というものもあるわけだが、トータルとしては市長の92項目の政策に基づき今後、国やいろんな制度の諸変化、こういったものを勘案しながら庁内、あるいは議会の意見を聞きながら対応していくべきものと考えている。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 議会と行政は二元代表制なんで必ず市長に追従しなきゃならないって話じゃない。提案したことに疑問を持てばその中身について審議しなければならない、これは議会の役目だ。そういう意味で言うと二元代表制の根本の議会との関係っていうのは何も出てこない。議会とのかかわりをどうしていくのかということが一言も書いてないが、行革プランをやるんであれば議会に対してもいろんなことを審査してもらうこともこれからあってもいいんじゃないかと思っています。この改革では、その都度何か出したときに提案、報告という形で出てくる、あるいは議会の中で議論という形で出てくる。

例えば、外部仕分けをやるにしても議会にも全事業を審査してもらうことがあってもいい気がする。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 市長の政策92項目あるが、市長はそういった形でさまざまな事業や施策を展開しようということで私ども補助機関としては原案をつくったりという形でやっている。最終的には予算、条例、制度等にかかわるものについては議会の決定ということになるわけで、市として原案をつくる上で事業仕分けもそうだが、市長がやっているいろんな意味での市民との交流の場とか、市長はつくっている。そういった市民の皆さまの意見を聞きながら市長が政策としてまとめたものを議会にお諮りして議会に決めていただくという仕組みだと認識しているので、事業仕分けの個々の案件について議会が審査するというのではないのではないかと考えている。あくまでも私どもの案としてプランもそうだが、示したものを判断していただくということになるかと思う。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 92全体を市民が同意なわけではない。大事なことは個別の議論よりも全体の議論をどうするかということだと思う。全体の議論をやるともちろん住民のサービスは低下していく、住民負担も多くなっていくと思う。

行革プランの中に将来の問題を含め、こういうまちづくりをしたいということを出していかなければならないんじゃないか。つまり協働のまちづくりっていうのは、もっと情報を公開することだと思っている。これからの地方分権の流れはそういう流れじゃなければならないと思っている。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 行財政改革プランの性格は、くどくなるかもしれないが、現在の財政見通しを示した上で赤字体質を解消していかなければならないというのが発端である。プラン自体はそういった視点で内部経費の削減とか一定程度市民に負担していただくということもこれから出てくると思っているし、その具体的な項目を今回示したということだ。
- ・ いずれにしてもまちづくりの全体像というのは、あくまでも例えばだが、総合計画だとかまちづくり3カ年計画とか、そういったようなもので示しているし、それについても議会の判断をいただいている。ただ、今回のプランはそうした全体の体系の中の今の体質改善というか、そういったものに主眼を置いたものと理解いただきたい。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 別に効率化することが悪いとは言っていない。経費節減だけのスクラップじゃ、意味がない、次に何を生み出していくという根本がなければならない。
- ・ 外部委員会は、皆さんがいろんな中から選んで出している。どういう基準で出しているのかわからんけど、全体の議論になんかなってない。個人的感情で話している人もいるし、概念で話している人もいるし、全く話さない人もいる。委員会そのものがあれでいいのか。
- ・ 第一義的には二元代表制だから本来は議会の役目だ。将来的な課題についても議会として議論しやすい環境をつくっていくということも必要じゃないか。事業仕分けや外部委員会だけをやればいいという話にはならない。そのシステムをつくっていくという考えはないのか。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 外部仕分けの扱いは、外部仕分けの委員にいろんな情報を提供しながら、一定の判断はいただいている。ただ、外部仕分けの委員会なり、委員の判断としてはあるが、それは当然、市の判断ではない

わけで、市として参考にし、見直しなどいろんなことを考えている。

- ・ 議会は行政に対する審査というかそういう権限を持っているので、都度の議会とか委員会、予算、決算の委員会を含めて、そういった中で判断いただいていると思っている。いずれにしても、私どもが考えていることをできるだけ多く、できるだけ早く、議員の皆さんにこういう考え方ですよということについて審議いただくということを常々思っていて今回もいきなりこういう計画だということではなくて、こういったことを事業として取り上げようとしていることを話しているの、議会の意見を聞きながら今後も対応していきたい。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 議会が議論する余地があるのは条例改正しかない。条例をつくる時に議会がどう判断するか、直接のかかわりはそれしかない。
- ・ これから事業をやっていく中で相当な自己負担、市民の自己責任の問題も出てくる。行政が今まで直接やって、かかわりがあって、今度かかわりを薄めるところが当然出てくる。そこはどうカバーしていくか。住民との協働のまちづくりでいうとどうやっていくのかということも出てくるし、議論もしなければならない。スクラップのいい、悪いの議論だけにはならないと思う。例えば、防災関係をとると、今までは市の職員が3,000人いた、これから2,000人、1,500人になってくると、直接行政がかかわりがあつたことも職員がかかわれないことも出てくる。そこは誰がその分を補うのか。
- ・ そうするとスクラップの部分とビルドの部分はどうしていくかということも一緒に議論しなければ、本来の行革にならない。行政改革というからには次の段階を求めるためのあり方でなければだめだと受け止めている。先ほどの答弁ではただのスクラップみたいなことを言ってるから、それではまずいんじゃないのかと言っている。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 今回の取り組み事項は、多くは予算の関連事項になろうかと思う。そういった視点でも議会のかかわりは出てくると思うし、全体をとということではないだろうが、個別のここに記述している事業の中で委員が言うような場合が多分、多く出てくると思っている。
- ・ 私ども、廃止しようとかやめようとかっていうことだけでももちろんなくて、ここであり方の検討とかってなってるが、市民の協力をいただきながら今の事業の進め方、あり方、お金の使い方を変えていきたいということで提案しているので、個々にということになるのかもしれないが、そういった意味で住民との協議や関係団体の協議とか議会での議論だとか、そういったことを含めながら最終的にプランの案にしていきたい。
- ・ 現時点では、項目ということなのでそういった意味での議論の場はまだあると思っている。

#### ○阿部 善一委員

- ・ この前、海洋センターの問題があった。あのとき、総務の委員会に都市建設部長に来ていただいて議論したときに、昔は80人で分担して仕事をしていた、今は40人になったと。外注化が進んで技術低下が起きてるんだと責任者みずから言うわけだ。
- ・ 行革の中で業務拡大とあるんだけど、そういう部分をどうしていくのか。職員を減らす、業務を拡大していく、その副産物として技術低下が起き、なかなか補っていけない、この悪循環を繰り返すこ

とになる。行革はやるけどそういうものについてはどう歯どめをかけてそれ以上低下させないようにしていくとか、技術力をもっと持ってもらおうとかいうこともやらなきゃならない。

- ・ だから、スクラップだけじゃまちは何もよくなる、経費節減だけじゃ何もよくなる。逆に失うものがたくさん出てくるのがまちの衰退にもつながっていく、行政のレベルも下がっていく。それじゃ、行政改革プランを何でやったかわからなくなる。そういう状況をつくり出してはならないので次のステップの部分はどうしていくのかということは何回も言ってるんだ。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ このプランの策定の経過は何回も申し上げているが、赤字体質と。要は市として住民福祉をしていかなければならないわけで、このままでいくとそれが成り立たなくなる恐れがあることから、今回の行財政改革プランをつくろうと。当然、財源的な安定感といったものを持った上で住民福祉に取り組んでいかないといけない。
- ・ 一方では、こういう時代背景、国の制度が変わっていく中で住民との協働は非常に重要になってきている。そういう面でも自治基本条例を策定しながら進んでいるわけで、具体の取り組みとしても一つは事業を変えていく中で住民の協力を得ていくことも一つ。もう一つは大きな点というのは財政もそうだが、職員の意識の問題があろうかと思う。能力の問題の以前の問題として意識の問題があろうと。今回の財政の見通しについて、財政と行革課で職員全員に説明会を開催している中で市の財政状況を十分に職員に理解してもらうことをしてるし、今後もやっていきたい。
- ・ 一方では、住民とのかかわりを深めていかないといけないわけだから、市の職員に対しても財政状況を踏まえながら今後、どうしていかなきゃならないということをも自分自身で自覚してもらうことが必要と思っているし、そういった上で住民との話をしながらどう進めていくか、何を変えていくかっていうことをしていかないといけないと思っている。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 職員の意識が大事だというのが、それが過度の負担にならないように気をつけないとならない。意識改革と言いながら職員一人一人が追い込まれてしまうという危険性だって内在している。皆さん事務をやって、これは本当は要らないんじゃないか、もっと簡素化していいんじゃないかというのがいっぱいあるんだろうが、そういうのがあまり出てこない。言えば、人が減らされる、予算が削られると、そういう意味での職員の意識改革ならわかるけど無理強いするような意識改革は全然話にならない。問題はどんどん人を減らす、職員の負担もどんどん大きくなる、効率も悪くなる、目が届かなくなる、住民サービスも悪くなる、だけど財政はなんとか保てるということじゃないと思う。
- ・ 市民からすれば中核市になってよかったのかという意見もある。なぜかという、市役所という行政体の特徴が見えてこない。函館市役所としてこれから何をやるのか、しんが見えなければならぬんじゃないか。議会、対応する機関、労働組合等々の協議の中で進めていくんだろうが、行政力の低下をどうやって補っていくのが大きな課題としてある。そこはどう考えているか。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 市の内部体制かと思う。中核市に移行した部分、国が種々制度を変更している背景があり、確かに業務はふえている状況にあらうと認識している。これまでの行財政改革の中で相当数の人員を削減し

てきたということで職員にとっては、大変ある意味厳しい状況にあるのかなという認識は持っている。

一方で、技術系の職員については、採用をこれまで控えてきたせいもあって、30代以下の職員がほとんどいないというか、非常に年齢構成がいびつになっているということがあって、それがゆえで技術レベルが低下したと私は思っていないけど、そういった構造になっている中でその対応として、今年は大卒で50人程度の採用を募集していこうということで採用職員の数はふやしていこうと。それから技術系の職員も採用していかなきゃいけないだろうと。一方ではいろんな意味で適材適所というか人事配置にも意を配していかなきゃならないと思っている。

- ・ いずれにしても、そうした市の内部改革と意識の改革、職員の育成の部分を同時並行的に進めていく必要があると思っているし、そういったことをしながらこういう厳しい状況のため皆さんに負担をいただく、協力いただくということを市民にも訴えていかなければならないと思っている。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 基本条例をつくった、根本は協働のまちづくりが最大の流れだし、それぞれに責任を持つということも大きな柱になっているけど、この前の乗車料金は議会でもいろいろ議論が上がっているが、あれだって時間をかけてやり方があったんだろうと。

日常の根本の業務の中で基本条例をつくった意味というのはどこに見出すことができるのか、基本条例に忠実にやっているというのは今まで感じたことがない。どうも場当たりので本当に住民と協働のまちづくりになっているのか、システム、物事の進め方が。

- ・ このプランの広聴活動のあり方で地域の何カ所かで説明会をやるとか、そういう計画はあるのか。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 今回、取り組み事項ということで資料を出してるが、素案なり取り組み事項の市民への周知ということかと受け取ったが、これを全市民に能動的には物理的に無理かなと思う。典型的になるがパブリックコメントを実施するし、出前講座等で今現在こういう取り組みしているようだが、中身を教えてほしいということがあれば、こちらのほうから出向いて説明することはあるかと思う。
- ・ 市民との協働の部分は、あくまでも現在示している取り組み項目をこういうのを見直すとか、あり方を検討するとかいうのは9月には原案にしようと思っているが、その時点で事業がこうなると決まるわけじゃなくて、あくまでも見直しをしていこうという対象の事業として決めよう。それは計画期間は28年という限定はあるが、28年にやらなければいけないということではなくて計画論的には28年までの間にこの事業を例えば見直していきましようということになるので、個々の事業については、住民や関係団体だとかと協議をしながらどういった形にしていくかっていうことでの取り組みの仕方っていうのはあるかと思う。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 7月5日調製資料と3月30日の資料は連動するものか、年次も。当然、連動しなければならない話であって表裏一体のものだ。そうすると、ただ示しただけっていう話にならない。これが崩れればこちらも崩れるということになるんじゃないのか。

#### ○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 財政の赤字体質を解消しようという計画で各年度見通しの中で数十億円の財源が必要という見通し

を示しているわけで、計画とすれば財源不足を上回るような新たな財源を確保していくというのが今回の計画だと認識している。その中で取り組む項目としてこういう事業、こういう事業、例えば人件費もそうだが、こういう事業をやっていこうと。

トータルは計画論としては28年であれば三十数億円の赤字体質になっているわけだからそれを上回るようなものを財源として確保する計画となっている。今回示した個々の項目が、この項目で1億円とかこの項目で1,000万円とか、そういう議論ではないんだという意味だ。トータルとしては見通しで示される財源不足、より以上の財源不足を解消すればいいということではなくて、毎年の収支が黒字体質になっていかないとならないので、少なくとも予想される財源不足以上のものを確保するという計画にはしたい。

ただ、それはトータルであって各事業についてはこういう事業に取り組むと。人件費もそうだが、職員団体に提案しているその額が計画の額とイコールではないんだということ。あくまで計画論の額とそれをにらんだ職員団体への提案と。あとは妥結の中でいろんな形で結果論として決まっていく流れになると思う。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 無駄、不要なものは削るべきで、そのために職員も労力を使っているなのでそのエネルギーを別のエネルギーに使えばいいという根本的なものは私も同じだ。

地方が置かれている現状や高齢化が進んでいる現状の中でどこで見切りの考え方をつけるのか。黒字にしたいのはわかるが、生産人口が減って生産拠点が海外に移ったり、資源も乏しくなっている状況。たこ足的な考え方かと思う。行財政改革だから、収入をどうやってふやすかということも考えていかなきゃならない。減らせばさらに減っていく。

どんどん住民サービスは低下する、住民負担も多くなる、どこが限界なのか見きわめが大変だが、函館は行政力が低下して、まちのステータスが低下する、西部地区も魅力がなくなってしまうということにどこで歯止めをかけるかということは創造の部分はどうするかということの議論はきょう、なかなか結論が出ない話だが、行革を進めていく上では表裏一体の議論だと常日ごろから思っているので、また別の機会もあるかと思うのでこの辺でやめる。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 議事の進め方について確認したい。

具体的な取り組み項目が示されたが、先ほどの委員長の発言によると他の所管にかかわる取り組み事項などについては配慮すべきとのことだが、他の委員会では調査事件になっていない。9月の原案の策定までに掲載する項目を最終的に決定していくということだが、総務常任委員会で継続調査になっている改革プランの具体的な中身について、ここで議論しないで原案が作成されるということにはならないと思うが、その辺どう思うか。

#### ○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他の委員会がこれについて継続審査にするかどうかというのは別問題にしても、この委員会で委員会の所管に係る部局の説明は受けることができるとしても、他の所管の部局の取り組み状況の説明を受けるとするのはなかなか難しいのではないかと思うが。

○板倉 一幸委員

- ・ ただ、このスケジュールでいくと9月の下旬となっているが、行財政改革プランの原案が策定をされ、決定をされると。もちろんその後、パブリックコメントもあるし、議論もできるけれども。

そのプランの原案をつくるまでの間に他の所管する委員会で議論がされるということであれば、それはそれでその議論を少ししたいと思うが、それがなければ今度はこの行財政改革プランに掲載されるわけである、項目が具体的に。そこを議論を全くしないで行財政改革プランとして、原案として評価できるということにならないと思うのだが。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それについては、例えば総務部、財務部がどのように各部局が取り組まれてるかという状況の収集をするのが役割ではないかと思うが。

○阿部 善一委員

- ・ そういうことじゃない。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 総務が。

○阿部 善一委員

- ・ いやいや、それはうちでやるしかない。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それを取りまとめてくるのが総務部ではないかと思うが。総務部にその取り組み状況だとかを調査するという事ではないか。

○板倉 一幸委員

- ・ 結局、政策的な問題とか財政的なこととかが全部含まれてくる。

先ほど総務部長は一つ一つの項目について、財政効果が幾らあると、こういうことにはならないと。それはわかるが、しかしこういったそれぞれグループ分けされた見直しをすることによって、財政的な裏づけというか、そういうことも出てくるわけだから、それらが他の委員会で議論したけれども、協議をしたけれども、これはやっぱりまずいんじゃないかと、やめようといったときにはこの行革プランに掲載される項目も変わってくるということになる。そのやり方というか、進め方というか、議論の仕方というか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 一つ一つの個別の政策についても、総務の委員会として何らかの議論はあってしかるべきでないかというように聞こえるが、どこまで深く掘り下げて個別の議論するかっていうことは別にして、大枠の考え方としてどうなんだろうということからはそれぞれあっていいのかなと思う。そういう進め方をしてほしい。

きょうはその基本的な考え方、進め方をどう整理するかということで、いずれ9月定例会前にもう1回、そういったことをセットしていただいてしっかり議論すると。大変重要な案件たくさん含んでるので、そういう取り組みを委員会としてすべきだと、議会版仕分けというような表現していいかどうかかわからないが、それに近いようなことはそれぞれの案件についてはやるべきだと思うが、どうか。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 今の小野沢委員の意見は各担当の理事者を呼んで説明をっていう意見か。

○小野沢 猛史委員

- ・ 総務委員会の委員からこのことについては特に所管の部局の考え方も聞きたいので、あらかじめ出していただき、その範囲内で対応していったほうが良いと思う。全部そろってずらっと1件1件聞かなくていい話ではない。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 総務部にお伺いするが、どこまで今、各部局の取り組み状況を説明できるか、総務部として。各部局から上がってきたものだと思うが、各部局はこの素案についてはもちろん知っているわけだ。この取り組み状況も自分たちでわかってるわけで、総務部長にお聞きする。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ この項目の選出の仕方というか、基本的には財務と総務で一定程度のリストアップをしながら、各部との協議の上で抽出して最終的には市長の判断もあって、こういう案として、考え方としてこういうふうにしていこうかということにしている。

総務、財務と各部局との協議の中で、大きい意味での視点、ちょっとこういうところに無駄があるとか、こういうのもちょっともうそろそろいいかなとかかっていう程度のもとか、中にはある程度、一定程度進んでいるものもある、実際にやっているっていうようなものもある。それぞれになってしまっているっていうのがあって、いずれにしても総務なり、財務のほうからそれぞれの事業についての説明となるとちょっと難しいのかなと思う。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ ということになると、もっと個別に詳しい取り組みを聞きたいということになるか。

○茂木 修委員

- ・ これまでの話を聞くと、きょうの段階で個々個別の協議されてないということだから、まずは項目が上がったという段階である。だから、これについて見直してという言葉もあれば、検討もあるし違うんで、恐らく頭の中にはある程度整理されていても、聞いても恐らく出てこないだろう。

これまでも行革のプランが何回か示されて、総務の委員会でもトータルとして、当然議論はしてきたと記憶はしている。だから、一定程度財政的な面、それから総務部として答えられる部分はあるのかなと思っているので、そういう段階になったら委員会を開催して議論したらどうかと思う。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 各部局ってということか。

○茂木 修委員

- ・ いや、その上で・・・。

○小野沢 猛史委員

- ・ そうなると、原案がまとまった段階でっていうことになるんだろうなど。前回の議論はそれではまずいのではないかと、委員会として、議会としてもっと積極的に発言して、かかわっていくべきだという整理の中で、なるべく早く出してほしいという流れである。

だから、そういう意味からいくと、何かうまくのみ切れないう、消化不良で終わるかもしれないけれど、私は各委員からあらかじめ発言の申し出きちつと整理して出していただいて、その範囲内で所管の部局それぞれ来ていただいて、細かい枝葉の議論されても困るが、考え方の根本となる基本的な大枠の考え方、そこら辺は議論しておく必要があると思う。

#### ○委員長（工藤 恵美）

- ・ 考え方とすると、予想以上の項目が出されたと思う。これを例えば民生にかかわるもの、それから経済にかかわるものというふうに部局に振り分けをして、各理事者に来てもらうという方法もあれば、見直しだとか取り組みだとか、そういうふうに分けるか。

#### ○阿部 善一委員

- ・ 我々、調査項目にしてるから。9月に原案が出たら、9月以降に原案に基づいて、そこでいろいろ議論できる、調査できると思う。

各部局にまたがるものについても、小野沢さんも言っているように細かいことまでについては難しい話だけれども、大枠の概略的なものの全体との結びつきを、当然、当委員会は調査事項になっているんだから、議論しなければならないと思う。だからこの場合はそういう確認ぐらいでいいんでないか。そして、各部局にかかわるもの、他の委員会にかかわるものは委員会で議論してもらうということにはならない。それはそういう形にはならないと思う。条例も提案もされてないし、何もしないんだから。

我々はあくまでも大枠についての全体的な議論を、調査を委員会でしていくという基本的なものさえ持っていれば、それは別にその他の部局の責任者にここに来てもらって説明されても、別に構わない話でもらってもいいと思う。

#### ○委員長（工藤 恵美）

- ・ 来てもらったほうがいいという考え方か。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 私が申し上げたのは、行財政改革プランの原案が9月下旬に策定をされる予定になっていると。そのプランの中には、細かい項目も掲載をされるということになるわけだから、そうすると行財政改革プランそのものに対する評価というか、評価をする際に掲載される項目について全く我々が所管外だからということで議論しないで掲載するというをよしとするってということにはならないんでないかということである。だから、協議の仕方はいろいろあると思う。

来ていただいて話をするということもあるだろうし、説明を聞くってということもあるだろうし、あるいは総務部なり企画部なりがそういったことの考え方について説明をするってということもあるかもわからないけれども、それはそのときに委員のほうから、あるいは委員会としてどうするかということを決めてもらえば結構だと思う。そういうことでやはり項目についても、我々が全く言及なしで改革プランということにはならないなっていうこと。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ 原案の策定から、そして11月以降にプランの成案化ということになっているが、例えば地区図書室のあり方の検討も入っている。これも先日、旭岡の図書室が午前中が閉館になったということ初め

て4月になってわかって、図書室を利用している人たちが中央図書館の館長と交渉して、いつ決まったんだとか、我々に説明あったのかという議論があった。

だから、原案を示された段階で、議会、該当する関係者、あるいは団体とかに示して、議論の中でここをこういうふうにしてほしいとか、ここはうまくないよとかって議論がされた上で11月の成案化に反映されるのかどうか。

それとも、9月にあった案はあとは説明だよと。今までの交通料金の助成のときもこれはもう案だよと、修正はかなわないよと、ただ説明だよっていうことでずっとやってきた経過がある。だから、3月の改革プランでは、市民の声を行政に反映していくことをきちっと書いてるが、反映が9月にできた原案を住民なり関係団体に説明して、納得してもらおうという内容になるのかどうか。それとも、行政に反映していくための修正も含めて可能なのかっていうことについての考え方は今の時点できちっとしておかなきゃだめじゃないか。

○金澤 浩幸委員

- ・ こまい話は予算委員会なんかでやるしかない。総務の委員会で全部なんかできない。だから、項目を載せるか載せないかぐらいの案を、各部局と相談して出してくるんだから、それを具体のこまい話までいかない説明を受けるしかないんでないか。

○紺谷 克孝委員

- ・ 相当詰まっているものもある。

○金澤 浩幸委員

- ・ 詰まってもいいから、うちの委員会でやる話じゃない。

○紺谷 克孝委員

- ・ いや、だから住民説明会としてどういうふうに今、原案を成案とするためにもっていこうとしているか、その辺の基本的な考え方を。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それは個別に聞いていただければいいんだけど、委員会の進め方。

○小野沢 猛史委員

- ・ 今は進め方の相談をしているので。

○紺谷 克孝委員

- ・ スケジュールにどういうふうに行っていくかということがちゃんと出てるから、そのスケジュールの過程の中でどういう決め方をしているかについては、きちんと議論する。

○板倉 一幸委員

- ・ 議論の仕方を今やってるから。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議論の仕方である。議論の仕方をどうしているかということだが、原案が9月下旬ということになって、そのところから議論するのではなくて、その前ということ。それで、この間の素案にこれがつくわけである、詳細として。

○板倉 一幸委員

- ・ それで、申し上げている。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ これがかつついた段階で原案つくられていいのかどうかという皆さんの御意見が出ているわけだが、その項目について今、総務部からお聞きすると、これは総務部の提案ではなくて各部局と協議した上で作り上げたというものだから、ある程度の覚悟というか、方針と取り組み状況、見直しをしたいということなので、効果を聞くわけではない、経済効果を。

○阿部 善一委員

- ・ 経済効果じゃない。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 効果、考え方、内容。それを各部局からどうしても聞きたいと。

○阿部 善一委員

- ・ ものによってはあるかもしれないということ。

○小野沢 猛史委員

- ・ それを各委員から出していただいて集約をして、改めて。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 集約をして、そのときに。

○斉藤 明男委員

- ・ 計画は計画として、どうのこうのって細部に入っていったら、計画そのものがないような状況になってくる。一つずつやるにしても、条例改正なり、個別の議案として出てくるものだから、そこはそこでちゃんとした議論しなきゃない。そこでできるはずだから、これはこれとしてある程度進めていかないと結局は何にもできなくなる。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ そうすると、ここに項目が出てるけれども、そのほかにも出てくると。

○斉藤 明男委員

- ・ それは、わからないけれど。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ などにしておかないと。1項目つけ加え。それは各部局でなければわからない。

○斉藤 明男委員

- ・ その都度出てくるだろう。ある程度、年度ごとに行革の中身としてこれやりますよと。その時点である程度議論できる話あって。

○金澤 浩幸委員

- ・ だから、そういう中身で出してくるのはだめですよというような議論はここではできないから。全体としてこういうものやりますよというのはこっち側で、決めて出してもらってというのをここで語るだけで。個別具体のこまい話、そんなだったら出すなよと言えないじゃないか。

○小野沢 猛史委員

- ・ そういうことにかかわっていくという議論が必要だっていうことできょうなんだ。そこで各委員が

意見を述べるのは結構じゃないか。あとは、判断するだけだ。理事者が判断するし、委員会としてまとめて、これはいいとか悪いとかって話すわけじゃない。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ では、そういうふうには、ここで総務部の範囲内で質疑を、審査をして・・・

○阿部 善一委員

- ・ そこまで今言わなくていいんでないか、今の段階で。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 必要があれば、総務部が各部局の理事者に事情を聴取していくと。今そんな話をしている。では、計画どおり9月下旬までにプランの原案を策定にするに向かって、調査をしていただきたいという、このままでいいか。

○小野沢 猛史委員

- ・ それぞれこの出された項目はまだ他にも結構あるのか、これは全部なのか。主なものって書いてあるからまだあるのかなと思ったが。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 総務部長、それぞれにその他とあるが、これはあくまでも今、出されている項目であって、さらに進めるに当たって追加する、消えるのもあると。

○総務部長（上戸 慶一）

- ・ 現時点でこういう腹案があるということではなくて、あくまでも基本は示したその他以外の項目があって、ただそれ以外にもあり得るかもしれないということなのでその他となっている場合が多い。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 本日は資料要求し、出された資料について説明を受けたので、この程度にしたいと思うが。

○板倉 一幸委員

- ・ 一つだけ確認させてほしい。行財政の効果にかかわってであるが、先ほど一つ一つのことについては、これによって幾ら効果があるということは、押さえられないというようなお話だったが、3月30日調整の行財政改革プランの資料に財政の中期的な見通しで、それには行財政効果額が載っているわけだが、そうすると今回の具体的な取り組みの項目によっては計画年度は28年度までだから、若干効果額の年次ごとの効果っていうのは変わってくるということになるのか。
- ・ トータルで28年度でこういうような額になっていくということで、その途中の年度についてはある程度変わってくると。その都度、見直しというか、財政見通しだとか収支試算が公表されるということになるのか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 今のお尋ねだが、まず中期的な見通しを3月に示しているが、そもそも24年度については、24年度の当初予算ベースでまず発射台にしている。それで、今月末、来月初めぐらいには一番大きな歳入である地方交付税が決まる。それから、市税も当初賦課が固まったので新しい数字に置きかわるし、今後の扶助費等も伸び率があるので、その辺の歳出見込み。あとはその他の歳入が固まると、この20億円の基金の取り崩しがまずそこから変わる可能性が出てくる。ということは、28年以降までの対策を

講じなければならない19億円、16億円、21億円、32億円、この辺が数字が変わってくるので、コンクリートではないよということを申し上げたかったのだが、そのような3月にお示した財源不足がそのまま行財政効果額を生まなきゃならないということにはならないものと思っている。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ そうすると財源の過不足額はそういう数字で出ている。この素案の中にも行財政効果額というのが各年度出ている。例えば25年度だと14億円、26年度19億円、27年度が23億円、28年度が35億円になっているが、具体的な取り組みの項目が当初予定をされる年度から変化していくことも当然あり得るわけだから、この効果額も当初考えている額ではなくて、変わっていくということも考えられるということになる。

それでどこまでやっていくのか。下限なくやっていくのか。例えば、ここで言えば財源の不足額というものがあって、帳尻を合わせることになるわけだが、しかしそれ以上に無尽蔵に削減できるものは削減していくということになっていくのか、その辺の考え方はどうか。

#### ○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 先ほどの答弁で変化はあると言ったが、ただ我々推計に基づいてやっているの、一番危惧しているのが地方交付税の行方が一番予測が今まででできない。年に20億円とか、十数億円とかが変化する要素があるが、その要素がない限りはべらぼうな金額で数字が変わるということでは——変わる可能性はあるが、それが大きく変わるっていう意味ではなくて大体この範囲内の数字でおさまると思っている。だから、この中期的な見通しの取り組み後の行財政効果額が14億円、19億円、いろいろ書いてあるがこれがなくなるとか2倍にしなきゃならないとか、そういうことではないと思っているので、それで御理解いただけるか。（「その先どうするのか」の声あり）

それで、まず今24年度の数値は予算でつくっているの、今年のプランをお出しする際には今の24年度の決算見込みにまず置きかわる。で、来年以降も25年度の当初予算ベースでまた置き換えになるし、決算が出れば24年度も決算、25年度も予算になるので、その都度検証しながらいくことにローリングしていく形になる。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ いつかの時点でこの効果があって基金に頼らない、黒字化した財政になるけれども、そこはさらにまだ、黒字になったからいいんだということではなくて、当然努力はしていくわけだろう。しかし、その行き先がどこまでなのかというところについての考え方はどうか。

#### ○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 財務部に言わせれば、長期安定型の基金がたっぷりあって、ちょっとした風でも吹かれない体質が望ましいが、そのためには我々職員の痛みもそうだし、市民の皆さんにも御負担願う場合も出てくるので、その辺はそんなに過度な負担を強いてまで市役所が太るということにはならないと思うので、数字を見ながら進めていきたいと思うが、やはり基金に頼らない、退職手当債に頼らない、一定程度風が吹いても耐え得る体力にはしたい。

#### ○金澤 浩幸委員

- ・ 明らかに25年度で20億円足りないというのをうたって、25年度にはこれを少しでも圧縮したいと

いう予定で、今の段階である程度項目は出てきているが、今度の3月の時点ではある程度予算化して、市民に負担してもらわなきゃならない項目って当然出てくる。で、その説明する期間っていうのが非常に短くなるのか。

ことしのそれこそ交通費助成の説明のような非常に短いスパンの中で一気に走って行って進める、そういう懸念されるような項目が多分出てくるのかなと思う。もしこれだけは来年度からもう取り組むんだというのがあるのであれば早めに出していただいて、市民の皆さんに広報していく必要があると感じるが、そこら辺どう考えているか。

#### ○財務部財政課長（川村 義浩）

- ・ 事務事業の見直し、市民負担も含む部分の見直しということだが、基本的に9月末までに原案を作成する予定になっているが、その中で例えば25年度の当初予算に盛り込むのものとかがある場合には当然事前に原案が確定する前なり、一定程度方針が固まった段階で皆さんのほうにお示しを、議会も含めてお示しをしたいと考えているが、基本的に現時点でのプランの考え方としては、まずは内部で努力を一生懸命しようと、それから足りない場合にはやっぱり市民に負担を求めていかざるを得ないというような基本的なスタンスでいるので、現実的に25年度の頭から市民負担がふえるとか、そういうようなことは現時点では考えていない。

#### ○金澤 浩幸委員

- ・ それが本当にやっていただけるかどうか期待しているが、ただ明らかに25年度の当初予算で20億円足りないって言ってるんだから、本当に内部努力だけで消化できるのかできないのか。この手のやつを何か一つやろうとすると、そこに絡んでいる人たちからは絶対何らかの反対は出てくる話だ。

全体としては皆さん賛成だが、自分の絡んでいるところが減額ってなると絶対反対の意見が出る。それをいかに抑えるかはやはり全体の足りないのを明らかにして、そして一日でも早く関係する皆さんに説明するっていうのが一番だと思っているので、そこら辺よく頭に入れて進めていただきたい。

#### ○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に発言ないか。（なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 理事者は退席願う。

（総務部・財務部 退室）

#### ○委員長（工藤 恵美）

- ・ 進め方の確認だが、今資料についての皆さんのいろいろな御発言があったが、今後の委員会では、資料要求もなかったが、いつの時点でこの審議をしていったらいいと思うか。（「それは正副委員長に任せる」、「定例会前に」の声あり）定例会前に、原案が確定する前に。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 委員会を開いて資料を求めるとなると、あと2、3回開かなきゃならないってことになる。だから、資料として必要だって考えるものを委員長に提出をして、委員長のほうで判断してもらおう——参考資料でもいいと思うが、その扱いは。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ いいんじゃないか。どの項目について質問するか、それから資料についてはどれが必要か、あらかじめ申し出ていただく、早めに。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それでは、相談しながら進めていきたいと思う。
- ・ 議題終結宣告

---

(2) 函館アリーナの整備について

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、函館アリーナ新築基本設計（案）の概要について6月27日付けで当委員会に資料が提出されているので、この資料についての説明を受けるために理事者に出席を求める。

（教育委員会 入室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 資料の説明をお願いします。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 資料説明：函館アリーナ新築基本設計（案）の概要について（平成24年6月27日付 教育委員会生涯学習部調製）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ お聞きのとおりである。ただいまの説明を含めて、本件についての発言を求める。

○日角 邦夫委員

- ・ 体育館によっては競技によって床を張りかえる所もあるようだが、この場合は固定で、張りかえることはないのか。バスケットであろうとバレーボールであろうと同じ張りということでもいいのか。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春）

- ・ アリーナの競技面の話だが、その素材についてはこれから決めるが、競技によってもものが変わるということはない。ただ一方で、例えばダンスとかであれば、靴が傷がついたりとかいうことがあるので、靴を養生していただくあるいはコンベンションになった場合はいろんな車が入ってくるので、そういったものを養生するためにシートを敷いたりとか、コンパネを敷いたりとか、そういったことはある。

○出村 勝彦委員

- ・ この基本設計のどこかモデルになったような所はあるのか。設計のイメージとしてどこかにあるのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ これはモデルとなったものはないと認識をしている。プロポーザルコンペでその設計をしていたところが、独自のアイデアというか、独創的なもので御提案をいただいたと。

プロポーザルコンペの審査会でも、こういう楕円形が二つでしかもこういう屋根がこういうような非常にユニークなデザインだと言いながら、観客席から死角のない形で競技を見ることができるとい

うことが評価をされて、この提案が採用をされたということなので、どこかに似たようなものがあるということはないと認識している。

○齊藤 明男委員

- ・ 前回の委員会で津波の浸水想定が、北海道は大体7月中に出るという想定であったが、若干6月28日に発表されている。

前回の委員会の段階では、津波の防災対策は実施設計の中で検討するというような説明だったが、きょうの資料を見ると道の浸水想定発表前に対応してるようだが、その辺の内容というのは事前に教育委員会でわかっていたのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 私ども、ほとんどが1メートルから2メートルの所で一部2メートルから3メートルの所があるということは、28日に北海道から公表されたものをもって承知をしたものであり、ただし何がしかの影響というか、ここに全くの津波の影響がないわけではないだろう、何がしかの影響はある場所だろうと——低い地域であるので、地下を避けてできるだけリスクを回避するような形の基本設計案をつくらせていただいた。そうしたところ、結果的に何とかサブアリーナは救われたということで。初めからサブアリーナが救われるように5.5メートルまではないだろうとかっていうことではない。結果的にこういうことになったということである。

○齊藤 明男委員

- ・ 結果的にはいい方向に向かったと思うが、前回の段階である程度こういう基本設計の中で防災対策を組み込んでたと、前回そういう説明をしてもらえればよかったが、どこでどうなったのか対応としてはちょっと不親切な面があったと思う。
- ・ 2点目、2ページの1階の平面計画案でサブアリーナに武道場に熱源機械室、それから発電機室、電気室があるが、先ほどの話だと大体2メートルくらいが浸水する、1階、予定だと。一部2メートルから3メートルというような説明もあったが、この電源関係の所は浸水する可能性もあると見ていいのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ まず、避難の対策のお話であるが、武道場をもともと地下という提案だったものを1階に上げたほうがいいのか、それとももとの提案のままでいいのかっていうあたりは、前回の委員会の時点でまだ判断つきかねていた部分があり、不適切というか、十分な説明ができなかったことは大変申しわけなかったと思うが、結果的にこういう形にさせていただいたということで御了承いただきたい。
- ・ 電気関係の部屋であるが、仮に2メートルの津波が来た場合に1メートルかさ上げしているの、残り後1メートルということになるが、その同じ1階ではあるが電気室、発電室こういった機械室、水については困るようなものは1階で少し上げた形で配置する。機械類を棚の上に置くっていうか、1メートルなら1メートルの台の上に置くようなことも可能だと思ってるので、その辺は実施設計の段階で災害対策を十分にとれるような配慮をさせていただきたい。

○齊藤 明男委員

- ・ 5ページの断面を見ると武道場の床面が若干下がっている。そうすると敷地内の高さ大体同じ高

さに熱源機械室が置かれているわけである。設置の段階で若干上げると、これは02の図面だと「プラス1.1」っていうのは現在の地盤の中から1.1メートル高いっていう、これ赤字で書かれているが、そういう意味なのか。（「そうだ」の声あり）

そうすると、1メートルくらいの浸水がされることがあるし、一部においては3メートルくらいの——まあ実施設計に当たってもうちょっとこの2階、その辺に上げるような工夫ができないものかと。デッキってあるが、サブアリーナの床面くらいまでは上げることができないのかなっていう心配もあるが、その辺は検討するところもあるかと思うが、どう今後考えていくつもりか。

#### ○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ それは、2階に上げられるかどうかということももちろんあるが、日常的なメンテナンスのしやすさということもまた考えなければならないことだと思うので、1階で上げ底をして置くことが日常的なメンテナンス上、合理的なのか。2階のほうがより望ましいのか。その辺はまだ設計者と詰めていくことは十分可能だと思っているので、実施設計の中で整理をさせていただきたい。

#### ○斉藤 明男委員

- ・ それはサブアリーナ、メインアリーナ両方の機械室っていうことになるわけだが、そうすると非常にここは重要なエリアになる。だから、いつ来るわからないが、当然避難所にも指定されるだろうから、十分実施設計で配慮されるようお願いしてやめる。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 以前武道場を地下にするということで、津波の問題、あるいは河川の氾濫の問題、そういったことで議論になった。今回は地下をやめてサブアリーナが1階になったということだが、それでもやはり25センチ下がる、床面の平面からすると。これは、なぜ下げることになるのか。

要は床面がフラットな状態というか、メインもサブもこの面が同じ面っていうことにはならないのか。

#### ○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春）

- ・ 今、武道場の面が普通のメインアリーナの高さと一緒に合ったほうがいいのかというお話があった。

確かにそういったことも含めて検討したが、建物全体のバランスというか、屋根の高さ、メインよりサブが高いという形にもなかなかないのかなということ、全体のデザインを考えたときにそういう形で配置をした。

#### ○板倉 一幸委員

- ・ 設計だから屋根もフラットで、楕円形が二つこうなるわけだが、別に25センチの問題なんだから、そうでなきゃならないって言われる根拠がよくわからない。

反対にせっかく地下をやめて地上にもってきたのだから、地上で他の面とフラットにしたほうがかえって、安全面も含めていんじゃないかと思うが、その辺は考えてみるとか、協議してみるということにはならないのか。

#### ○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ この武道場で競技を行われている方々を見学する観客席を一部用意させていただいているし、審判

席も、例えば弓を射るのに、射る所と的のほうに審判が必要になる。それが、仮にフラットの状態でももちろんできるわけであるが、フラットの状態だと審判の席を高くしなきゃならない。で、観客席も若干高いほうが見やすいということもあり、外見的なデザインももちろん一方であるけれども、そういう武道の競技をする面で、やられている方々から話を伺う中で若干下がった形に上に審判なり観客席があるという形のほうが使いやすいんじゃないかというような話もあって、こういった形にしたが、もうちょっと実際に使われる方々とも相談し、平らなほうが望ましいということでないということで、今回こういう案にしたが、その辺も関係団体と協議させていただきたい。

○板倉 一幸委員

- ・ 25センチが危険なのか、危険でないのかというのはいろいろ判断があるだろうが、そういう浸水の危険性もあって1階にもってきたわけだから、わざわざへこませて、通常のフラットな面より下げるほうが何かのときに危険性があるのではという心配があって今、申し上げている。

ここはプールではないので水がどうのっていうことはないが、25センチあれば小さなお子さんとおぼれて死ぬということもあり得るかもしれない。そう考えるとわざわざそこに升をつくることはしなくてもいいんでないかということで申し上げている。その点は理解していただけるか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 確かに地下をやめたわけだから、あえて下がった形にしなくてもいいっていうのは十分理解できるので、今後また協議し、調整したいと思う。

○板倉 一幸委員

- ・ それから、サブアリーナだが、武道場が1階になって、サブアリーナが2階、観客席3階ということで、当初これどういう計画だったか。

サブアリーナ1階で、2階に観客席があって、3階っていうのはどうなっていたのか。（「なかった」の声あり）なかった。高さはこのプロポーザルコンペのときは高さ同じだ。そうすると、3階がなかったんじゃないかって吹き抜けていうことだったということか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 観客席が2階部分にあったので、3階までの高さがあった形でそこまで競技の空間だったということである。

○板倉 一幸委員

- ・ 都市公園の部分であるが、現状で1万6,000平米あるのが、2,000平米ほどに小さくなることになるが、ここに交番がある。この交番をどこかに動いてもらって、その部分を都市公園をふやすっていうことは考えられないか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 交番も含めて都市公園の面積になるので、都市公園の中に交番があるという形になるのでその面積がふえる、減るという問題ではないのだが。道警とも何度か話し合いをしているが、まだ耐用年数があるということで、なかなか今すぐに移転するっていう状況ではなくて、一方でこれだけの大規模な施設で集客がある、交通の問題もある中で、ここに交番があってくれるということも一つメリットなのかなということもあって、現状はこのままの形で進めたい。

○板倉 一幸委員

- ・ そういう考えもあるかもしれないが、この交番も結構古い。耐用年数まだあるが、新しい交番ではない。せつかく新しいきれいな体育館ができるが、見えるいいところに交番がある。道警にもその辺のところ、例えば建てかえや移転などのお話を教育委員会とした経緯はあるのか。

○教育委員会生涯学習部参事 3 級（池田 敏春）

- ・ 交番のことについてのお話だが、我々のほうで道警のほうに行っている。それで、交番について新しいアリーナができるのでどうなんだろうと、移転も含めて検討していただけないかという話もしたが、実は建物自体何年たったかというのは定かではないが、耐用年数自体はあと10年くらいあるようである。その中で道のほうとしては、耐用年数が来た順番で新しいものにしていくって話らしいが、どうやらやっぱり道の財政が厳しいということもあり、耐用年数が来ても若干遅れて整備がなされるということであり、この先10年って話ではなく、もう少し使いたいという話であった。

○阿部 善一委員

- ・ 前にも二、三質問したことがあるが、大規模な災害あった場合、避難場所になるが、避難場所になったときのいろいろケアの問題があるが、設備的には何か特別なものがあるのだろうか。

○教育委員会生涯学習部参事 3 級（池田 敏春）

- ・ サブアリーナの部分は津波が来てもいけるって部分はまだあるが、そのほかに図面の2ページのメインアリーナの器具庫の下、マルの下の部分、メインアリーナのマルの下の部分に器具庫兼防災倉庫ということで、一定の非常備品を置いておく。

先ほど波が来たときにメインアリーナのほうが来るという話もあったが、実はよく空調の、例えばこの場所だと壁の上のほうを使って棚をつくるというようなことで、そういったものを置く。それと例えば地震とかが来て停電になったということがあるが、そうした場合は非常用の発電をして、72時間かな、ということでもそういったものをもたせるというような設備もある。

○阿部 善一委員

- ・ じゃあ、器具庫兼防災倉庫、どういうものをこの中に入れておくのか。

○教育委員会生涯学習部参事 3 級（池田 敏春）

- ・ 総務のほうとも十分に協議をする必要もあると思うが、例えば毛布であるとか、あるいは非常用の食品であるとか、そういった物になる。

○阿部 善一委員

- ・ それと、暖房は熱源機械室、ボイラーつけるのか、あるいは、電気でやるのか、ガスなのか、油なのか、熱源は。

○教育委員会生涯学習部参事 3 級（池田 敏春）

- ・ この熱源機械室の構成だが、ボイラーになるのか、電気になるのか、それはまだ実施設計の段階まで保留している。これからの作業になる。

○阿部 善一委員

- ・ まだ決まってないという理由は何なのか。

○教育委員会生涯学習部参事 3 級（池田 敏春）

- ・ 今、いろいろといい機械も出てきているっていうことで、そうした一番効率もよくて、燃費もよくて、そういったものを実施設計の段階で一番いいものを入れていくというような判断をしている。

○阿部 善一委員

- ・ 例えば、災害が冬場だったと。当然そうすると暖房しなきゃならない。非常用発電機が使えるばいいけども、使えなきゃボイラーも回らない。そうすると電気にするのか、重油にするのか、あるいはガスにするのかまだ決まっていと。
- ・ それともう一つは、浸水の津波の話ばかりしてるけど、最近集中豪雨ということでいろいろ出てきてるんだけど、ここは下水管と雨水管、合流管だったか、分流管だったか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 分流である。

○阿部 善一委員

- ・ 間違いないか。湯川地区って古いから、合流管が圧倒的に多くて今でも大雨になるとあふれたり、ときによってはマンホールのふたが逆流してあいたりすることもある。  
そういう状況の中で避難場所だから、そこに行く過程において浸水したときに行く場合もあり得る。そういうときの対策って、皆さんが考えることでないかもしれないけど、何か庁内で話し合うことはあるか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ そこに特定して議論したことはないが、大雨が降った場合も含めて後ろの鮫川のハザードマップがつくられているという認識をしており、ハザードマップではここは1メートル程度浸水する可能性があるということで考えて、もともと土盛り1メートルっていうのはそこから発想してるわけだが、それから、集中豪雨が雨水の場合であっても、鮫川のハザードマップにつながってきていることだろうと思う。

○阿部 善一委員

- ・ 今回の3.11で川に大量の津波が押し寄せて、多分鮫川からあふれるという想定だと思う。海から直接の津波の浸水でなくて、鮫川を伝った水があふれて浸水するという仮定の鮫川のデルタと思っている。だから、ここたまに下水のマンホールが逆流——今もうだいぶ改善されたんだけど、古いものだから歴史的に合流管が結構多い。だから、そういうことも当然考えなきゃならない。後で水道局とよく相談したらいいと思うが、鮫川だけじゃないと、大きな災害があった場合には。だから、当然そういうことを考えてほしいということだ。

○小野沢 猛史委員

- ・ 先ほど冒頭の説明の中でプロポーザルコンペの際にこの案を採用したのは楕円形の体育館二つ、メインとサブということで、死角がないという説明があったが、一番気がかりなのがそこである。  
図面見ると結構高さがあって、三メートル三十三くらいの高さがあって、要はこの距離がどのくらいあるかで見えるか見えないかっていうことになると思うが、その辺シミュレーションしたことはあるか。座ってみて大丈夫か。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 基本設計の中でそこは私どもも気になってたところなので、設計者のほうにいろんなシミュレーションをしてもらって、どういった角度で、どういった高さで、どういうふうに見えるのかということで、膝下まで見えるように。

今の例えば市民体育館だと、結局座ってだとなかなか見えなくて、みんな壁にのぞき込むような形でなければ見えないような状況だが、そうならないように選手の膝下まで見えるように、足下まで見えるところまではいかないけれども、膝下まで見えるような観客席の方向性にするということで考えている。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ やっぱり全部ちゃんと見えたほうがいい。その辺、実際に立ってみてゲーム観戦してる際に、気がかりなところだと思う。もうこれ以上、工夫のしようがないのであれば仕方がないが、まだ何がしかの工夫ができるのであれば、例えば器具庫の高さとか低くできればまた景色も違ってきて、全体が余裕あって見れると大分違う。ちょっと工夫してみてほしいと要望しておく。
- ・ それからフロア。昔はもう全部体育館のフロアっちゅうとフローリングだったけど、最近は競技によっては、バレーボールなんかは一定のクッションがあって、膝だとか腰だとかに優しいそういう床材があって、それでないと大会自体が開けないというようなことでもある。バスケットもそんな場合があるかもしれない。その辺はどう考えているか。

#### ○教育委員会生涯学習部参事 3級（池田 敏春）

- ・ ただいま床の素材についての話だが、いろんな物がある。柔らかい物であるとか、例えば木でなくても、何ていうかビニールのような形の物で、オリンピックとかでもそういった競技でも使われてるってような物もあって、いろんな観点でいろんな物を見ながら一番いい物を、長く使うので採用していきたいと。ただ、お金の関係あるので、あまり高いとあれだけでも。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ 初期投資高くついても、後々メンテナンス安く済むとか、傷が付きにくいとかいろいろメリットもあるようだ。よく検討して一番いい物を使ってほしいと要望しておく。
- ・ それから平成27年度8月オープンという内容だが、確かに合併特例債は延長になって、そこは心配しなくてもよくなったが、早くすることによって問題が生じるのであれば困るけれども、少しでも早くオープンしてほしいと思う。

何かトラブルあるとすぐ1カ月、2カ月、3カ月は、っていう形でオープンが遅れてしまうと以前もお話したが、27年の8月には中学校柔道の全国大会がこの函館で開催される。これは体育館が改築になって使えるという前提で誘致したという話も聞いているので、そこはあまり安心しないでどんどん先へ進めるように頑張ってもらいたいと要望しておく。

#### ○出村 勝彦委員

- ・ 独創的な設計はいいが、設計図を見ると窓が多い。御承知のとおりこの空間だし、地震なんかあったときに亀裂があるとかそういう面では大丈夫なのか気になるので聞いておきたい。

#### ○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 同じようなものがあれば安心なんだが、ないわけだから不安はよくわかる。これについては模型を

つくっているいろいろな実験を、風洞実験をしながら構造が確かなものなのかどうかというようにことを行って、国土交通大臣の直接の認定をとって建てようとするもので、そこまでしっかりと検証した上で実施するということで設計業者のほうも万全を期して取り組んでいるということなので、私どもとするとそこまでやっていただけるとのことなので、しっかりと検証した上で建てて実現していきたい。

○出村 勝彦委員

- ・ 工事の手抜きというか、工事の工法でこの設計と相違がない限りにおいては、強度の面なんかは全く心配がないと、こう断言できるか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 問題がないものを建てるということになる。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に御発言ございませんか。（「なし」の声あり）
- ・ 本件については今後、理事者側の動きも踏まえながら引き続き調査を続けたいと思うが、予定では7月末に基本設計ができるということになる。それでよろしいか。（「はい」の声あり）
- ・ それでは本件を終わる。

（教育委員会 退室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 委員長の報告文については委員長に一任願いたい、これに異議あるか。（異議なし）
- ・ 異議がないのでそのように決定した。
- ・ これで閉会中継続調査事件を終了する。

---

3 その他

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 11月に予定されている議会報告会について、当委員会として決めたい。

○阿部 善一委員

- ・ 市民会館のほうがいい。車そんなにとめれない。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ どれくらい来るだろうか。

○阿部 善一委員

- ・ 100人か200人くらい来るだろう、やっぱり会場狭くて入れなくて帰ったっていったら困るから。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 亀田福祉センターが、市長の移動例会とかになると一番多いという話は聞いていたが。

○阿部 善一委員

- ・ そうだ。亀田福祉センターもいい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ まちセンよりは市民会館の大会議室または亀田福祉センターということになると、なるべく早目に

お知らせする。

○阿部 善一委員

- ・ 正副委員長に一任したい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それではそのようにする。
- ・ 議運の委員長がいるのでお聞きしたいのだが、広報とか人をたくさん来てもらうっていう活動は議運でするのか。

○金澤 浩幸委員

- ・ それは議会ホームページだとか、次回の議会だよりだとか、あとはそのくらいだ。（「あと、マスコミさん」の声あり）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ また近くなったらいろんなことを相談したい。
- ・ 最後にもう1点。行政調査について、前回、新幹線に関する調査事項の御意見をいただいたが、現在、議会運営委員会において、報道もされたが、新幹線の特別委員会の設置が検討されている状況なので、他の調査事項を検討したほうがいいと考えた。再度、御意見を伺いたいと思う。

○阿部 善一委員

- ・ 委員長に一任。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ またいろいろな場面で相談しながら。今は暑いので8月ということはないと思う。10月くらいか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 特別委員会は設置されることにほぼ決まってるのか。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ いいえ。

○金澤 浩幸委員

- ・ まだまだこれから。

○小野沢 猛史委員

- ・ 提案会派の方いらっしゃるので参考までに聞かせてほしいが、新駅現駅間の交通アクセスとかって前、ペーパーが回ってきたけども、何を具体的な事件として調査するのか。

○金澤 浩幸委員

- ・ これからの話。具体の何っていう話まではまだ出てないので。

○小野沢 猛史委員

- ・ それ具体的に聞かないと我々判断しようがない。じゃあそれは別の場面でも。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 総務委員会としては設置されるまではずっと調査事件でやっていく。

○小野沢 猛史委員

- ・ 先だって江差線の関係では閉会中調査事件ということで整理されて、具体的に三セクも設置される

動きがこれから急になってくるからいいかと思ったけども、新駅・現駅間に関して言えば例の経営分離の時にいろんなこと議論した経過があるんで、その上何を調査研究するのかよくわからないので、そこはしっかり説明していただかないと思って。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に御意見はあるか。（「なし」の声あり）
- ・ 散会宣告

午後 3 時53分散会